

令和8年6月12日

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】飲酒運転（自動車）

1 被処分者の所属等	財政・変革局東部市税事務所料金納付課 会計年度任用職員 かわそこ ともこ 川底 智子 （56歳・女性）
2 処分年月日	令和8年6月12日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 免職
4 処分理由	<p>被処分者は、令和8年5月15日（金）18時頃から21時頃まで、飲食店で飲酒した後に、公共交通機関で帰宅して就寝したが、翌16日（土）3時半頃、スマートフォンが無いことに気づき、遺失物届を提出するために自家用車を運転し警察署に向かった。</p> <p>応対した警察官に酒気の指摘を受け、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える0.59mg/lのアルコール値が検出され、「酒気帯び運転」で検挙された。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>

【お問合せ先】

（事案について）

財政・変革局財政課 TEL:093-582-2002
課長：喜多川、係長：木下

（処分について）

総務市民局人事課 TEL:093-582-2203
課長：橋本、係長：濱野

令和8年6月12日

以下のとおり、2件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】 飲酒運転（自動車）

1 被処分者の所属等	(1) 北九州市立南丘小学校 指導教諭 <small>ほしな けいじ</small> 保科 圭二 (63歳・男性) (2) 北九州市立小学校 校長 (58歳・女性)
2 処分年月日	令和8年6月12日
3 処分の種類及び程度	(1) 懲戒処分 免職 (2) 懲戒処分 戒告
4 処分理由	(1) 飲酒運転 (2) 上記監督責任
5 事案の概要	(1) 被処分者は、令和8年5月25日(月)の18時から20時まで自宅で飲酒し、翌26日(火)4時40分頃、出勤のため自動車を運転した。4時50分頃、警察から停車命令を受け、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える0.15mg/lのアルコール値が検出され、「酒気帯び運転」で検挙された。 (2) 被処分者は、当該部下職員に対する飲酒運転に関する日頃の指導等が不十分であった。

【お問合せ先】

北九州市教育委員会教職員課 TEL：093-582-2715
課長：竹中、係長：坂田